

平成 29 年 1 月 23 日

株式会社山陰合同銀行

「キャッシュカード・I Cキャッシュカードの店頭即時発行」の開始

山陰合同銀行（頭取 石丸 文男）はお客様の利便性向上のため、山陰に本店を置く金融機関において“初”となる、店頭でお申し込みいただくとその場でエンボス仕様(※1)のキャッシュカードをお渡しできる「キャッシュカード・I Cキャッシュカードの店頭即時発行」を、2月中旬までに山陰両県内 60 店舗で開始いたしますのでお知らせします。

店頭即時発行は店舗に設置した発行機で即時にキャッシュカードを発行出来るため、これまで店頭で手続きした後に郵送で送付していたキャッシュカードが、お客様の手続き後すぐにご利用いただけるようになり、キャッシュカードの受け取りをお急ぎのお客様への利便性が向上するサービスの提供となります。

あわせて、個人のお客様に向けて発行する店頭即時発行キャッシュカード・郵送によるキャッシュカード全てに「視覚障がい者認識文字（点字）」(※2)の表示を行い、視覚障がい者や高齢者の方が安心してご利用いただける対応を実施いたしました。

山陰合同銀行では、お客様のより一層の利便性向上とバリアフリーへの取り組みを図るためにサービス内容の向上に今後とも努めてまいります。

※1：エンボス仕様とはカードに凸印字される口座番号・カナ氏名などの表示です。

※2：「視覚障がい者認識文字（点字）」とは TIM (Tactile Identifier Mark) エンボス触覚識別マークであり、2008 年 6 月より国際規格化された視覚障がい者や高齢者などが自らの所有するカードを識別するためのマークです。6 点点字で 3 文字分、最大 18 個の凸点を使って構成し、カード表面の氏名などを記載する領域内に配置することが規定されています。

ISO/IEC 7811-9:2015(Identification cards -- Recording technique -- Part 9: Tactile identifier mark)

記

1. 店頭即時発行概要

対象の預金	普通預金
対象のキャッシュカード	① ごうぎんキャッシュカード（個人） ② ICキャッシュカード（個人） ③ 法人キャッシュカード（法人・個人事業主）
発行種類	① 新規発行 ② 喪失による再発行 ③ 磁気不良・毀損等による再作成
取扱条件	① 口座名義人ご本人が来店されること。 ② 運転免許証など犯罪収益移転防止法で定められた顔写真付の本人確認資料をご提示いただけること。
取扱店舗	山陰両県内全 60 店舗
取扱開始日	① 平成 28 年 12 月 19 日（月）より試行開始 （12 月 19 日(月)：本店営業部・12 月 20 日(火)：北支店） ② 平成 29 年 1 月 12 日（木）から 2 月 15 日（水）にかけて山陰両県内で順次取扱店舗（58 店舗）を拡大

2. 「視覚障がい者認識文字（点字）」の表示



以上